

第4章 問題と課題の整理

本章では、尾張国分寺跡及びその周辺に関連する法規制と、現状特性及びそれに対応する問題点・課題について整理する。

第1節 関連法規制

尾張国分寺跡及びその周辺に関連する法規制には、以下のものがある。

1 文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法による国史跡に指定されている。

史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づく文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。事業主体者は、許可を得る前に、文化庁や関係機関との十分な協議を行う必要がある。

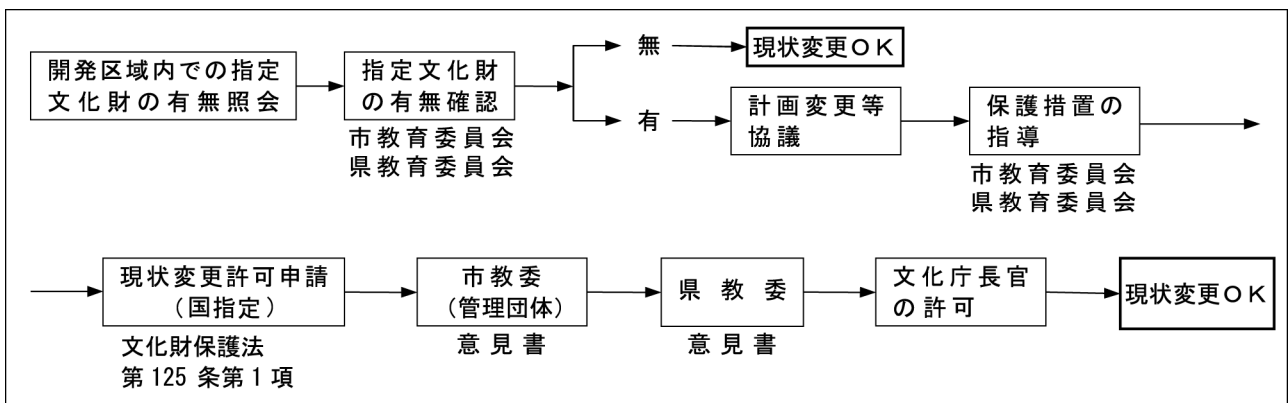


図12 事務手続きの流れ

2 都市計画法

尾張国分寺跡周辺は、尾張都市計画区域に含まれ、市街化調整区域に指定されている（資料編I-21・22）。市街化調整区域内では、原則として農林漁業用の建築物及び農林漁業従事者の住宅、公益上必要な建築物（都市計画法施行令第21条）や一定規模以上の計画的開発などを除き開発許可されないが、市長の許可を受けることによって建築できるものがある。主なものは

- ・公益上必要な建築物又は日常生活のため必要な店舗など
- ・農林漁業用施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設
- ・市街化調整区域内の既存工場と密接な関連のある工場など
- ・道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所・ドライブインなど
- ・その他やむを得ない開発行為（愛知県開発審査会基準により建築できるもの）

などである。

3 農業振興地域の整備に関する法律

尾張国分寺跡は、農業振興地域の整備に関する法律により農用地区域に指定されており（資料編I-23・24）、農地から宅地等への転用は認められず、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外の手続きが必要となる。

第2節 問題と課題の整理

尾張国分寺跡の現状特性及びそれに対応する問題点・課題を整理すると表5のようになる。

表5 問題と課題

現状特性	問題点・課題
史跡指定地である。 (文化財保護法第109条)	昭和36年度から発掘調査を進め、多くの貴重な出土品があるが、さらに今後古代尾張国の拠点の全体像を解明するため、引き続き、継続的な調査が必要である。(文化財保護法第99条)
	他地域の事例をみても、国分寺跡単体では多くの人を訪れる拠点としての魅力形成には限界があるので、周囲の各種資源との関連付け、ネットワーク化による付加価値向上が必要である。
国府、国府宮等と合わせて古代尾張国の中心地である。	史跡指定から間もなく、市民の認知度、地元の歴史文化への関心度はまだ十分に高まっているとは言いがたい。尾張国分寺跡への市民の関心を高める啓発、周知活動が必要である。
	市が古代尾張国の中心地であることの内外へのアピールが必要である。
市街化調整区域にある。(都市計画法第7条)	市街化調整区域で小規模開発が起きる可能性があるため、景観地区の指定などにより法的効力をもって抑制・指導する方法を持つことが必要である。(都市計画法第34条)
史跡としての環境整備は徐々に進みつつある。	尾張国分寺跡は私有地であり、市民共通の財産として確実に保存・管理・活用していくためには、土地の公有化の推進が必要である。
	現状で、形として残るものが塔跡の礎石などわずかなため、感覚的に理解できる施設等の工夫が必要である。
	見るだけでなく、留まって史跡を学び、親しむための施設環境整備が必要である。
周辺に文化資源が集積している。	尾張国分寺跡や周辺の文化資源を回遊できる公共交通の便や駐車場が不足している状況にあり、資源間のネットワーク化のための交通確保が必要である。
	案内サイン等を設置し、アプローチしやすくする。わかりやすい案内サイン等の整備が必要である。
植木産業が集積、近傍に植木センターがある。	尾張国分寺跡は現在植木事業者が業務用地として使用している土地が多く、保存・活用にあたりその調整が必要である。(農振法第13条第2項)
	植木産業の集積地としての特徴を活かし、史跡と植木産業等とのコラボレーションによる相互の付加価値向上策が必要である。